

【大会基調（案）】

憲法理念の実現をめざす第57回大会（滋賀大会）基調（案）

1. はじめに

1946年11月3日に日本国憲法が公布されてから、74年が経過しました。日本国憲法は、その前文にもあるように、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすること（平和主義）」そして「主権が国民に存すること（国民主権）」を宣言し、「おかすことのできない永久の権利」として、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない（基本的人権の尊重）」ことを定めました。これが、日本国憲法の最も大切な三原則であり、私たちが、この間、一貫して共有してきた理念です。しかし、安倍政権の成立以降、この最も大切な三原則が無視され、脅かされる事態が生じています。

2012年12月に発足した安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」を訴え、日本近代史の再解釈を行う、歴史修正主義を宣言して出発しました。その後、2013年の特定秘密保護法、2015年の安全保障関連法（戦争法）、2017年の組織的犯罪処罰法（共謀罪法）など、憲法理念を踏みにじる法律を、矢継ぎ早に成立させてきました。

そして同時に、2012年の自民党「憲法改正草案」の公表から、2017年12月の「憲法改正に関する論点とりまとめ」の公表に至るまで、一貫して憲法「改正」を、自身の政治的最大の目標として、掲げ続けてきました。「憲法改正に関する論点とりまとめ」では、自民党は9条1項・2項を維持したうえで、9条の2として、「必要な自衛の措置を取ることを妨げず」「内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」と明記する、いわゆる「加憲」案を提起するなど、まさになりふり構わない形で、憲法「改正」をめざしてきたのです。

しかし、2018年森友・加計学園問題、さらには「桜を見る会」など、安倍首相とその個人的な「取り巻き」による政治の私物化の問題がクローズアップされるなか、安倍政権は急速に求心力を失い、今年8月28日、安倍首相は記者会見で、自らの健康状態を理由に辞任する意向を表明することとなりました。2016年7月の参議院選挙でいわゆる改憲勢力に衆参両院で三分の二の勢力を確保されながらも、憲法改正をかるうじて押しとどめることができたのは、全国的な市民のねばり強い取り組みと、これに結合した立憲野党の奮闘の成果です。

2. 立憲主義を回復し、「国民主権」を取り戻そう

しかし、日本国憲法そのものの「改正」は押しとどめたものの、一方では、日本国憲法の「空洞化」ともいえる事態が進んでいることに、大きな危機感を抱かざるを得ません。その典型が、2015年の「安全保障関連法」強行採決につながる、いわゆる「解釈改憲」です。安倍政権は2013年8月8日の閣議で、内閣法制局の山本長官を退任させ、「集团的自衛権」行使容認派の小松一郎駐仏大使を長官としました。この人事によって、安倍政権は、内閣法制局が一貫して堅持してきた「集团的自衛権の行使は憲法上認められない」という憲法解釈を強引にくつがえさせました。「安全保障関連法」の強行採決の持つ意味は、単に「集团的自衛権」の行使が可能になったということにとどまりません。最大の問題は、官邸主導の恣意的な人事によって、憲法と法律そのものの解釈が変えられてしまったことです。この時、「憲法」そのものが否定され、立憲主義は破壊されました。

日本国憲法前文にはこうあります。「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」

日本国憲法のもとでは、主権は国民にあるのです。政府は、「この憲法を尊重し擁護する義務」をおっているのです。しかし、安倍政権は憲法や法律、そして国会を無視し、恣意的に政策を決定する、「人による支配」を進めてきました。その果てに、常に官邸を守る中央省庁が作り上げられ、あろうことか公文書の改ざんまで行う。まさに「独裁政治」に向けた地ならしが進められてしまいました。これはまさに、国民主権

の否定であり、立憲主義の否定です。

安倍政権の最大の問題は「権力を私物化」したことであり、法による支配を否定し、「人による支配」を実行したことなのではないでしょうか。森友・加計学園問題やさらには「桜を見る会」など、「お友達」には手厚く、自分と考えの違う人間は更迭する、このような状態が7年8か月も続いてきたことに、いまさらながら、うすら寒さを覚えます。

安倍政権を「継承する」ことを「自任」する菅新政権も、日本学術会議の任命問題で、早くも馬脚を現しています。菅首相は6人の学者を任命しなかったのは「総合的・俯瞰的判断」であるとしていますが、意味が全く分からず、理由が明らかにされたとは言えません。このことは学問に対する国家介入をよりいっそう強めていくために、権力を行使したものに他なりません。まさに、菅政権による、憲法に定められた「学問の自由」への攻撃であり、立憲主義をないがしろにするものです。

いまこそ、私たちは、日本国憲法の理念に立ち返らなければなりません。憲法によって公権力を制限し「独裁」を回避するための仕組みである「立憲主義」を回復し「国民主権」を取り戻さなければなりません。憲法理念の実現に向けてさらなる取り組みが求められています。

3. 東アジアの平和を実現し、「平和主義」を取り戻そう

さらに今、日本国憲法に定められた「平和主義」も危機に瀕しています。2015年に安倍政権が安全保障関連法（戦争法）を強行成立させて以降、急速に日米の軍事一体化が進められており、歯止めがかかっていません。政府は2018年に「防衛大綱」と「中期防衛力整備計画」を策定し、米軍による一体的運用が可能となるよう、軍事力の整備を進めてきました。そして、今年には「敵基地攻撃能力」の保有も視野に、年内にも国家安全保障戦略（NSS）の初改定、2020年度末までには防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の見直しをめざしています。

この見直しの背景には、米国の「統合防空ミサイル防衛（IAMD）」構想があります。この構想は、迎撃ミサイルのみではなく、早期警戒機や戦闘機など全ての兵器を連携させ、敵基地攻撃をも含んだ構想となっています。この構想のために、政府は日米が一体的に運用できるよう、「敵基地攻撃」能力の保有を検討しているのですが、これは平和憲法の下での「専守防衛」というこれまでの日本の防衛構想の基本を覆すものです。極めて危険な政策であり、許すわけにはいきません。

また、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.6%が集中している現状も変わっていません。大浦湾の軟弱地盤の問題が明らかになるとともに、埋め立て用の土砂による海の環境破壊の問題などが明らかになったいま、辺野古新基地建設は直ちに中止すべきです。また、1996年4月に日米両政府が普天間基地の「全面返還」で合意（SACO合意）してからすでに23年がたったいま、普天間基地は直ちに返還されるべきです。

しかし菅総理は官房長官時代から基地問題と沖縄振興策がリンクしていることを公言しており、危険な普天間基地を固定化させ、辺野古移設にリンクさせることにこだわり続けています。来年度は、沖縄振興特別措置法にもとづく沖縄振興計画10年の最終年度となり、2年後の沖縄県知事選をにらみながら、次の沖縄振興計画をカードにして選挙対策をしてくることは確実であり警戒が必要です。このような国の姿勢は、この間の国と自治体が「対等・平等」の関係であることを定めた分権改革に逆行するものであり、日本国憲法で定められた「地方自治」の否定です。

さらに、2021年度の予算では、防衛省概算要求額が5兆4898億円となり、安倍政権下から引き続き9年連続の防衛費増大となる見込みです。イージス・アショアの代替策や米軍再編経費などは事項要求となっており、年末の予算編成にむけさらなる防衛費の拡大が懸念されるなど、日本国憲法の「平和主義」がないがしろにされています。

日本国憲法では、第二章で「戦争の放棄（戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認）」が定められています。第9条には「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」とあります。

この短い条文の中に、戦争への反省と、平和への希求、思いが込められています。

第9条をどのように読んでも「集団的自衛権」の行使が容認されるとは読み取れません。しかし、それを安倍政権は、人事権を濫用して、集団的自衛権行使容認派の小松一郎駐仏大使を長官とし、内閣法制局が一貫して堅持してきた憲法解釈を強引に覆させたのです。この結果として、朝鮮半島や中国・ロシアとの対立をあおる外交・軍事政策が推し進められ、日米軍事一体化がさらに進行し、「抑止力」を拡大させる軍拡競争の泥沼に陥っています。

必要なことは、憲法9条を「改正」することではなく、外交努力によって東アジアの平和と非核化を実現することです。そして、「平和憲法」の理念に立ち返って、日米関係を対等・平等なものとするため、日米安全保障条約のあり方を問い直し、日米地位協定の抜本的な改定を求めることです。引き続き、粘り強い取り組みが必要です。

4. すべての差別に反対し、「基本的人権」を確立しよう

日本国憲法によって、「おかしことのできない永久の権利」とされた「基本的人権」ですが、日本社会ではさまざまな差別の問題が解決されないまま残されています。特に今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなって、インターネット上での誤った情報やデマなどが流布・拡散され、新型コロナウイルスに感染した者や家族、そしてその治療に尽力する医療従事者とその家族もバッシング等を受けるといったことが発生しました。また、外出自粛の要請や休業要請などにより、これまで隠されていた差別の実態が、さらに明確になっています。

女性に対するDV被害が増加していることはその一例です。世帯単位で給付される特別定額給付金がDV被害者に届かないことが指摘されるなど、世帯単位の制度のあり方について改めて問題が明らかになりました。「ジェンダー」平等の観点にたつて「世帯」単位ではなく「個人」単位で生きやすい社会を実現すること、全ての年代の女性の貧困の背景にもなっている非正規雇用の問題への対応、DV被害者の民間シェルターなどへの財政的支援などは、女性の基本的人権を確立するために必要不可欠なことです。

また、在日コリアン社会への差別も深刻です。コロナ禍以前から、「高等学校等就業支援金制度」からの朝鮮高校の排除や、2019年10月から開始された幼保無償化措置からの朝鮮幼稚園の問題がありましたが、コロナ禍のなかで、ウイルス対策の「学生支援緊急給付金」の朝鮮大学校の排除や、埼玉県さいたま市でのマスクが配布からの朝鮮幼稚園の除外、また、第2次補正予算による「学校再開に伴う感染症対策・学習保障にかかわる支援」からの朝鮮学園の排除などの問題が明らかになっており、許せるものではありません。

ヘイトスピーチの問題も深刻です。言葉の迫害、脅迫が、特に在日コリアンの暮らす地域で集中して繰り返されており、一向に止む気配はありません。今年の初めに川崎市の多文化交流施設「市ふれあい館」（川崎区桜本）に対して、在日コリアンの虐殺を宣告する脅迫はがきが、年賀状として送りつけられた事件などをみても、匿名のヘイトスピーチは先鋭化・悪質化している状況であると言わざるを得ません。2019年12月には川崎市議会において、外国籍の住民を標的にしたヘイトスピーチに刑事罰を科すことを全国で初めて盛り込んだ「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が、可決成立しています。罰則規定をとまうこの法律は、ヘイトスピーチが犯罪であることを規定した点で画期的であり、評価できるものです。しかし、特にインターネット上でのひぼう中傷の言葉があふれている状況は変わらず、引き続き、監視をしていく必要があります。

このほかにも、被差別部落に対する差別の問題である鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」問題、また、在留外国人に対する、排外主義に基づいた出入国管理の強化の問題、盗掘されたアイヌ遺骨の問題など、多くの課題が残されています。日本国憲法に定められた「基本的人権」の理念の実現が、今ほど求められていることはありません。引き続き、差別と分断を許さない取り組みを進めていくことが必要です。

また、全日建関西地区生コン支部に対する弾圧も、決して見過ごすことはできません。保釈条件として「多数の組合役員との面会や、電話、メールなど一切の接触をしてはならない」とされていることは、基本的人権を踏みじめる憲法違反の条件であり、国際人権規約やILO（国際労働機関）の諸決定にも違反するものです。また、全日建関西地区生コン支部が進めてきた産業別労働組合としての運動を、法の解釈を捻じ曲げ

て労働運動と認定せず、ストライキやピラ卷きに威力業務妨害罪が適用されていることなどは、労働基本権が空洞化しかねない、極めて危険なことです。そもそも、労働者が団結して労働組合をつくるのは、労使関係において労働者が弱い立場にあるからであり、スト権は、弱い立場にある労働者が「威力」をもって「業務」を妨害する権利を保障したものです。それを、当局が、「この団体は労働組合ではない」と決めつけることが自由にできるのであれば、すべての労働組合は、その基本的権利を失いかねません。このため、こうした労働基本権侵害について、国家賠償法1条1項に該当するとして国家賠償請求訴訟が提訴されています。刑事裁判への対応と合わせて、引き続き支援の取り組みが必要です。

5. 「生存権・幸福追求権」を確保し、持続可能な社会の実現をめざそう

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とした13条や、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とした25条1項などにより、幸福追求権や、生存権が保障されています。このためには、エネルギーの確保や、安全な食・水の確保、森林などの環境保全が必要不可欠です。しかし、現実にはこれらの国民の権利は、実現されているとは言えません。

今年の初め、米科学誌「原子力科学者会報（BAS）」は、地球滅亡までの時間を示す「終末時計」の針が昨年より20秒進んで残り100秒となったことを発表しました。これは1947年以降、最も「終末」に近づいた数字となっており、気候変動や核問題が主な原因とされています。

生存権を確保するうえで、一瞬にして多くの人命を奪う核兵器の廃絶は、最も喫緊の課題です。核による絶滅の脅威を永遠に除去することは、人類が存続していくうえで必要不可欠なことです。しかし、核兵器禁止条約の批准国・地域が50か国を超え、来年1月にも、条約が発効することとなったいまでもなお、被爆国である日本は核兵器禁止条約を批准しようとしません。このことから明らかなように、核軍縮への日本の姿勢は後ろ向きであると言わざるを得ません。

被爆者が高齢化する中で、被爆者援護法の矛盾や誤りを正し被爆地域の拡大を求めることは、被爆者の長年の訴えでした。しかし、国は手帳交付を厳格化し被爆者の様々な訴えを退けてきました。このことは、憲法25条1・2項に規定された生存権をないがしろにするものです。「黒い雨降雨地域」の拡大を言い渡した「黒い雨裁判」に対して、国が控訴したことは、許されるものではありません。

福島第一原発の事故から、来年で10年を迎えます。被災から9年過ぎたいまでも4万人以上の被災者が避難生活を余儀なくされ、将来や健康、就労、生活に大きな不安を抱えています。そのうえ、今は、増え続けるトリチウム汚染水を希釈して海洋放出することが問題となっています。事故以降重ねられてきた、復興にむけた県民の努力は、汚染水の海洋放出によって大きなダメージを受けることは必至であり、決して許すわけにはいきません。

また、核燃料サイクル政策の問題も重要です。「もんじゅ」の廃炉によりすでに核燃料サイクル政策が破綻しているにもかかわらず、六ヶ所再処理工場は、原子力規制委員会による新規基準に適合しているとして7月に正式「合格」を受けました。経済的合理性すらない中で、政府が六ヶ所再処理工場を稼働させることは全く無駄な行為です。

さらに、高レベル放射性廃棄物の誘致問題があります。今、北海道寿都町、神恵内村が国からの応募要請にこたえ、処分地選定への手続きに動き始めています。両自治体とも過疎が進行しており、地方財政への危機感から、「文献調査」に応じた場合の交付金最大20億円を確保し、雇用の創出やインフラ整備などにつなげたい、との苦渋の決断だったと思います。しかし、これまで、原発誘致などが地方再建につながった例はありません。財政基盤が弱い自治体ゆえに、交付金に対する依存度を増していくことになり、簡単にそのスパイラルから「抜ける」ことができない状況に陥ることも考えられます。それどころか、いったん過酷な事故につながれば、生活基盤そのものを失う事態も想定されます。

以上のように、原子力に頼るエネルギー政策は、国民の生存権や幸福追求権を阻害するものであり、政府は、一刻も早くエネルギー政策を転換し、「原発ゼロ」を実現すべきです。再生可能エネルギーを中心とした電源構成を抜本的に見直すことが必要ですが、原発再稼働や原発輸出も含め、これらの政策転換は遅々と

して進みません。関西電力の原発マネー不正還流問題にみられるような利権構造があるなかで、国民の意志によって、政策転換を迫っていくことが必要です。

また、持続可能な社会を実現するためには、安全な食・水の確保、森林などの環境保全が必要です。しかし、「環太平洋経済連携協定（TPP11）」や「日米貿易協定」など、貿易の自由化は、日本の農畜産業に多大な影響を与えることになり、食料自給率のさらなる低下をもたらしかねません。また、水についても、その公共性と安全確保が課題となっています。

以上の課題は、日本国憲法で保障された基本的人権、そして幸福追求権や、生存権の課題です。このようにないまこそ、「核と人類は共存できない」ことを明確にすることが必要であり、地球環境を保全し、持続可能な社会をめざしていくことが必要です。

6. おわりに

以上のように、今ほど日本国憲法の理念の実現が必要なことはありません。1946年に日本国憲法が公布された時からすでに74年がたちますが、その理念はいまだ色あせることなく、当時から極めて先進的な内容であったことが改めて明らかになったと思います。

しかし、菅政権はいまだ憲法「改正」をあきらめていません。自民党の憲法改正推進本部は「憲法改正原案起草委員会」の設置を表明、「目標としては、年末までに憲法改正原案を策定して憲法審査会に届けたい」などと述べており、来年の通常国会での提示を目論んでいます。私たちは、このような憲法「改正」に向けた策動を許さず、引き続き、その動きを注視していく必要があります。

10月26日、第203回臨時国会が開会されました。新型コロナウイルスによる自粛の中で、人々の暮らしは破壊され、貧困と格差は拡大しています。医療をどうするのか、そして、経済活動をどうつづけていくのか、課題はたくさんあります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなって、医療従事者、介護、福祉、そして交通や輸送に携わる労働者など、社会の基本的な公共サービスを支える人たちがいなければ、社会が回らないことが、改めて明らかになりました。しかし、菅総理は自らの政策理念として「自助・共助・公助」を掲げ、新自由主義的な経済政策をとる方向性を明らかにしています。

新型コロナ禍において、政府が第一に行うべきなのは、国民の安心と安全を取り戻すことです。経済活動が縮小する中で、多くの労働者、特に派遣労働者のみなさんが職を失っています。厚生労働省によると、新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止めなどで仕事を失った人は、見込みも含め6万3000人余りに上ることが明らかとなりました（2020年10月2日現在集計値）。

政府はその責任として、格差や貧困の問題と正面から取り組むべきです。憲法の25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。この新型コロナウイルスの感染拡大の中で、失業などによって、「健康で文化的な生活」を失いつつある人たちをどうするか、政府の責任で明らかにしていくべきです。

そのためにも、私たちの手で、立憲主義を回復していくことが必要です。この滋賀の地で、また、全国各地で、憲法理念の実現をめざして、議論を深めていきましょう。